

「犬山市指定ごみ袋」広告募集要項

1 掲 載 場 所	指定ごみ袋の表面下部
1 使用予定期	令和8年度作製分で販売開始から販売終了まで(概ね1年間)
1 募 集 数	最大6枠 ※掲載する位置は市で決定します。
1 作 製 枚 数	大袋、中袋、小袋、減量型袋併せて約3,300,000枚
1 掲 載 料	1枠 250,000円(消費税及び地方消費税含む) ※納付された掲載料は、特別な事情が無い限り還付しません。
1 広告規格(1枠)	大袋 縦 7.5 cm × 横 30 cm 中袋 縦 5.5 cm × 横 22.5 cm 小袋 縦 5 cm × 横 20 cm 減量型袋 縦 4 cm × 横 12.5 cm ※印刷色は、市が指定する単色刷。 ※広告デザイン等は同一で、袋のサイズにより縮小します。 ※文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。 ※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。 ※広告の中に広告主の連絡先を明記すること。
1 広 告 募 集 期 間	令和8年2月2日(月)から2月25日(水)まで
1 申 込 方 法	広告掲載申込書に、掲載しようとする広告案(電子媒体及び紙出力したもの)を添えて提出
1 問 合 せ 及 び 申 込 先	〒484-8501 (郵送の場合、所在地の記載は不要) 犬山市環境課 ごみ処理担当 電話 0568 (44) 0344
1 掲載できない広告	①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの ③政治性、宗教性のあるもの

- ④社会問題についての主義主張
- ⑤個人又は法人の名刺広告
- ⑥美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑦公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑧その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの等、
「犬山市広告掲載基準」による。

※掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査等があります。審査の結果、広告掲載が適当と認められる者が募集数を上回った時は、市内に事業所等を有する者、公共性が高いと判断される事業内容を優先します。同等の内容に備えた事業者が募集数を上回った場合は、抽選により決定します。

※お申し込みにあたっては、犬山市広告掲載事業実施要綱をご覧ください。